

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月7日

【事業年度】 第60期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社植木組

【英訳名】 UEKI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 植木 義明

【本店の所在の場所】 新潟県柏崎市新橋2番8号

【電話番号】 柏崎(0257)23局2200番（大代表）

【事務連絡者名】 経理部長 岡本 広幸

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田東松下町41番地2

【電話番号】 東京(03)3254局6165番（代表）

【事務連絡者氏名】 東京支店総務部長 栢倉 勝幸

【縦覧に供する場所】 株式会社 植木組 東京支店
（東京都千代田区神田東松下町41番地2）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第60期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所があったので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものである。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(訂正前)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

〈中略〉

⑤、⑥ 記載なし

(訂正後)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

〈中略〉

⑤ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

(自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行することを目的とするものである。

(中間配当)

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めている。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものである。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。